

○牧之原市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

令和7年4月1日
告示第163号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する建設工事の請負者が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知。以下「融資制度」という。）を利用する場合における牧之原市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾に関する事務取扱に關し必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 融資制度による工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の対象となる工事は、次の各号に掲げる工事以外のものとする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等、工期が複数年度にわたる工事。
ただし、次に掲げる状況にある場合は、債権譲渡の対象工事とする。
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって年度内に終了見込みの工事
- (3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (5) 債権譲渡の承諾に不適当な理由があると市長が認めた工事

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第3条 債権譲渡をすることができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。

2 債権譲渡を受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適當と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第46条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の変更契約等により工事請負代金額に増減を生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高（第2条第2号の場合にあっては最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。この場合において、郵送による提出は認めないものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書（様式第1号） 1通
- (2) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (3) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（債権譲渡の承諾を依頼する日前3箇月に発行されたものに限る。）各1通
- (4) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書1通

(債権譲渡の処理手続)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、債権譲渡承諾書（様式第3号）により債権譲渡人及び債権譲受人に通知するものとするとともに、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 市長は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第6条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不適當と認められるときは、承諾しないものとする。

2 前項の場合において、市長は、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(出来高の確認)

第9条 債権譲渡契約の締結及び融資審査の手続等において出来高の確認が必要なときは、債権譲受人が行うものとする。

2 前項の場合において、現場確認の必要があるときは、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（様式第6号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

(融資実行の報告)

第10条 債権譲渡人及び債権譲受人は、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行されたときは、速やかに市長に融資実行報告書（様式第7号）を提出するものとする。

(債権譲渡の中間前払金の取扱い)

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡をした後は、当該工事に係る前払金及び中間前払金又は部分払金の請求はできないものとする。

(債権金額の請求)

第12条 債権譲受人は、債権譲渡人が市による検査に合格し、引渡しを行った場合に限り、債権の範囲内で市長に対して、工事請負代金請求書（様式第8号）に債権譲渡承諾書の写しを添付して、当該工事請負代金を請求すること

ができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、融資制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

牧之原市長

(甲) 債権譲渡人 住所
氏名 実印

(乙) 債権譲受人 住所
氏名 実印

甲乙間で締結した 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲が牧之原市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、牧之原市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書きに規定する承諾を申請します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事約款第41条に規定する契約不適合責任は甲に留保されることを申し添えます。

記

- 1 工事名
2 工事箇所
3 契約締結日 年 月 日
4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
5 債権譲渡額
 請負代金額 金 円
 一前払金額 金 円
 二部分払金額 金 円
 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
- 6 添付書類
 ・工事履行報告書
 ・甲及び乙の印鑑証明書（債権譲渡の承諾を依頼する日前3箇月に発行されたものに限る。）各1通
 ・保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

様式第2号（第6条関係）

工事履行報告書

工事名			
工事箇所			
工期	年 月 日～年 月 日		
日付	年 月 日（月分）		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
年 月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
記載欄			

様式第3号（第7条関係）

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

（甲）債権譲渡人 様
（乙）債権譲受人 様

年 月 日に甲及び乙から申請のあった公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、牧之原市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書きの規定により承諾する。

なお、本承諾によって、工事約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とする。

(1) 工事名			
(2) 工事箇所			
(3) 契約締結日	年	月	日
(4) 工期	年	月	日から 年 月 日まで
(5) 債権譲渡額	請負代金額	金	円
	一前払金額	金	円
	二部分払金額	金	円
	債権譲渡額	金	円（年月日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式第7号）を提出すること。
- 3 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに提出すること。
- 4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 6 保証事業会社が有する金融保証に係る救債債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、市は関与しないこと。
- 7 甲及び乙は、債権譲渡をした後は、当該工事に係る前払金及び中間前払金又は部分払金の請求はできないものとする。

牧之原市長

印

確定日付印欄	承諾番号
	第 一 号

様式第4号（第7条関係）

債權讓渡整理簿

様式第5号 (第8条関係)

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

(債権譲渡人) 様

(債権譲受人) 様

牧之原市長 印

年 月 日に申請のあった工事請負代金の債権譲渡については、次の理由により承諾できない旨を通知します。

記

1 工事名

2 工事箇所

3 承諾しない理由

様式第6号（第9条関係）

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

牧之原市長

債権譲受人	住 所
名 称	
代表者職氏名	実印

下記工事について、地域建設業経営強化融資制度による融資を予定しており、
同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力
いただきますようお願ひいたします。

記

1 工事名

2 工事箇所

3 債権譲渡人

4 現場立入希望期日 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

5 現場立入者職氏名

6 連絡先 電話番号

担当者氏名

様式第7号 (第10条関係)

融資実行報告書

年 月 日

牧之原市長

(甲) 債権譲渡人 住所
氏名 実印

(乙) 債権譲受人 住所
氏名 実印

甲が牧之原市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けで御承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受け受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[債権譲渡の表示]

1 工事名	年	月	日			
2 工事箇所	年	月	日から	年	月	日まで
3 契約締結日	年	月	日			
4 工期	年	月	日から	年	月	日まで
5 債権譲渡額						
(1) 工事名	年	月	日	年	月	日まで
(2) 工事箇所	年	月	日から	年	月	日まで
(3) 契約締結日	年	月	日			
(4) 工期	年	月	日から	年	月	日まで
(5) 債権譲渡額						
請負代金額	金	円	年	月	日	現在見込額)
-前払金額	金	円	年	月	日	
-部分払金額	金	円	年	月	日	
債権譲渡額	金	円	(年	月	日

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[承諾番号]

様式第8号 (第12条関係)

工事請負代金請求書

年 月 日

牧之原市長

債権譲受人 住所
氏名

実印

年 月 日付けの債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり工事請負代金を請求します。

記

1 請求金額 金 円
ただし、
(内訳)
(1) 請負代金額 金 円
(2) 前払金受領額 金 円
(3) 部分払金受領額 金 円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等 金 円
(5) 今回請求金額 金 円

2 承諾番号

3 支払口座等

金融機関名	(金融機関名)	(本店支店)
預金種別及び口座番号	預金	(口座番号)
口座名義	(フリガナ)	
	(名義)	

4 請求者の連絡先 住 所
電話番号
ファックス

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第12条関係)